



秋田県公報

目 次

ページ

教育委員会規則	
県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則（一九・義務教育課）	1

教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月八日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第十九号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則（昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次に改正する。

別表を次のように改める。

別表

市 町 村 名	学校種別	定 数				計
		校長・教員	養護教員	学校栄養職員	事務職員	
鹿 角 市	小 学 校	128人	10人	1人	10人	149人
	中 学 校	79	5	2	5	91
小 坂 町	小 "	29	3	1	3	36
	中 "	19	1	0	1	21
大 館 市	小 "	189	13	6	13	221
	中 "	127	9	2	9	147
北 秋 田 市	小 "	158	16	3	12	189
	中 "	85	5	2	8	100
比 内 町	小 "	48	5	0	4	57
	中 "	19	1	1	1	22
田 代 町	小 "	40	5	1	0	46
	中 "	14	1	0	3	18
上小阿仁村	小 "	17	2	1	2	22
	中 "	10	1	0	1	12
能 代 市	小 "	175	13	5	14	207
	中 "	102	5	1	5	113
琴 丘 町	小 "	27	3	1	3	34
	中 "	14	1	0	1	16
二 ツ 井 町	小 "	39	4	0	5	48
	中 "	20	1	1	1	23
八 森 町	小 "	25	3	0	3	31
	中 "	13	1	0	1	15
山 本 町	小 "	30	3	1	3	37
	中 "	20	1	0	1	22
藤 里 町	小 "	16	2	1	2	21
	中 "	11	1	0	1	13
八 竜 町	小 "	23	2	1	2	28
	中 "	13	1	0	1	15
峰 浜 村	小 "	23	3	0	2	28
	中 "	12	1	1	1	15
秋 田 市	小 "	893	49	22	49	1,013
	中 "	558	25	12	26	621
男 鹿 市	小 "	112	10	2	10	134
	中 "	82	6	3	7	98
潟 上 市	小 "	121	7	3	7	138
	中 "	67	3	2	3	75

五 城 目 町	小 "	45	4	1	5	55
	中 "	20	1	1	1	23
八 郎 潟 町	小 "	18	1	1	1	21
	中 "	13	1	0	1	15
井 川 町	小 "	18	1	1	1	21
	中 "	14	1	0	1	16
大 潟 村	小 "	14	1	1	1	17
	中 "	10	1	0	1	12
由 利 本 荘 市	小 "	293	22	9	21	345
	中 "	192	11	4	12	219
仁 賀 保 町	小 "	48	4	1	4	57
	中 "	28	1	0	1	30
金 浦 町	小 "	14	1	1	1	17
	中 "	14	1	0	1	16
象 潟 町	小 "	43	3	0	3	49
	中 "	25	1	1	1	28
大 仙 市	小 "	348	32	7	30	417
	中 "	193	13	3	15	224
角 館 町	小 "	55	5	0	5	65
	中 "	23	1	1	1	26
田 沢 湖 町	小 "	34	2	1	2	39
	中 "	26	2	0	2	30
西 木 村	小 "	24	3	1	3	31
	中 "	19	2	0	2	23
美 郷 町	小 "	83	7	2	8	100
	中 "	51	3	1	3	58
横 手 市	小 "	111	7	2	8	128
	中 "	70	4	0	4	78
増 田 町	小 "	23	1	0	1	25
	中 "	18	1	1	1	21
平 鹿 町	小 "	45	3	0	3	51
	中 "	23	2	1	2	28
雄 物 川 町	小 "	47	4	0	0	51
	中 "	20	1	1	4	26
大 森 町	小 "	34	4	1	4	43
	中 "	19	1	0	1	21
十 文 字 町	小 "	52	4	1	4	61
	中 "	31	2	0	2	35

山 内 村	小 "	14	1	1	1	17
	中 "	12	1	0	1	14
大 雄 村	小 "	20	2	0	2	24
	中 "	14	1	1	1	17
湯 沢 市	小 "	226	19	2	20	267
	中 "	119	7	3	8	137
羽 後 町	小 "	87	8	2	3	100
	中 "	47	4	0	6	57
東 成 瀬 村	小 "	10	1	0	1	12
	中 "	10	1	1	1	13

購読料 発行 秋田県
 一月三千六百七十五円(税込)
 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県株式会社 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話 082-8766863 FAX 082-8766863
 E-mail: matsubarasatsusudo@natsubarasatsusudo.co.jp

附 則
 1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 この規則による改正後の県費負担教職員の定数を定める規則の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

